平成２４年（フ）第３２号
千葉県茂原市早野2322番地３　ユーハイム103
債務者　清水　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
石川県金沢市玉鉾５丁目28番地１　オードシェル105号室、従前の住所大阪府貝塚市澤895番地10
債務者　北村　　久
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２２号
石川県白山市倉光１丁目32番地
債務者　中矢　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３１号
石川県かほく市白尾ヲ39番地１フィオーレ202号、従前の住所金沢市福久町へ26番地１、従前々の住所石川県白山市徳丸町409番地２
債務者　太田　隼人（旧姓串岡）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２５１号
金沢市野町５丁目２番13号
債務者　泉　　惠美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１３号
山梨県笛吹市八代町北2867番地７
債務者　赤池　信志
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
長野県飯田市南信濃八重河内61番地
債務者　近藤　純子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第５０号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩1822番地574、住民票上の住所岐阜県可児郡御嵩町御嵩1822番地554
債務者　堀場　宏典
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第３５６号
兵庫県西宮市川添町11番３号
債務者　多木　彰一
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２６号
東京都西東京市北原町１丁目10番７号富士ハイツ203号、申立時の住所鹿児島県指宿市開聞十町2850番地２
破産者　佃　　豊
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第４１８号
福岡市東区原田３丁目５番41―501号
破産者　中島　広之
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０７号
川崎市高津区明津43―６―101、住民票上の住所川崎市中原区上小田中５丁目９番15号ペアシティⅡ501
破産者　諏訪　清明
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
京都府福知山市字新庄715番地の１
破産者　荒川　　眞
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
京都府福知山市字新庄715番地の１
破産者　荒川由美子
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１６３６号
札幌市白石区東札幌１条１丁目７番37号　レジデンス高山６号
破産者　霜鳥　元宏
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１５号
札幌市中央区南10条西11丁目１番28号　202号、開始決定時の住所札幌市中央区南９条西21丁目３番12号
破産者　鈴木　　信
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８０号
札幌市東区北16条東４丁目１番１―1003号
破産者　高杉　健児
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部